

第8回

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ホールディングス
7階会議室
（末尾に記載の会場案内図をご参照ください）

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 当社と株式会社TTKとの
株式交換契約承認の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

平成30年6月25日（月曜日）

午後5時30分まで

（詳細は4～5頁をご参照ください）

株式会社 ミライト・ホールディングス

証券コード 1417





ごあいさつ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第8回定時株主総会を6月26日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

なお、今回の招集ご通知では、当社グループの事業や上程議案などについて、株主様により一層ご理解いただけるご報告・ご説明を目指し、掲載内容の充実を図りました。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月7日

代表取締役社長 **鈴木 正俊**



MIRAIT

経営の基本理念

1

情報通信を核とし、常に新しい価値を創造する
「総合エンジニアリング&サービス会社」として、
お客様から最高の満足と信頼を得られる
日本のリーディングカンパニーを目指します。

2

安全と品質を大切に、最高のサービスを提供することによって
豊かで快適な社会の実現に寄与します。

3

企業の社会的責任を果たし、常に人間を尊重する企業として、
人や社会と共存共栄する企業であり続けます。

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、インターネットウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) よりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、平成30年6月25日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	平成30年6月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所	東京都江東区豊洲五丁目6番36号 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室 (末尾に記載の会場案内図をご参照ください)
3. 目的事項	
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第8期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第8期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	当社と株式会社T T Kとの株式交換契約承認の件
第3号議案	取締役10名選任の件
第4号議案	監査役2名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる開示について

下記の事項につきまして、法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③ 株主総会参考書類のうち株式会社 T T K の最終事業年度に係る計算書類等の内容

従いまして、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定としております。ご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。また、当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただく予定としておりますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたく存じます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類（6ページ～36ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時：平成30年6月26日（火曜日）午前10時

場所：東京都江東区豊洲五丁目6番36号 株式会社ミライト・ホールディングス7階会議室



郵送による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限：平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分到着分まで

こちらを切り取って
ご返送ください

インターネットによる
議決権の行使に
必要となるログイン
IDとパスワードが
記載されています



インターネットによる議決権の行使の場合

次ページの画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分まで

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。



インターネットによる議決権行使について

行使期限：平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分まで

1

議決権行使サイトにアクセスします

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

▶ 議決権行使サイト

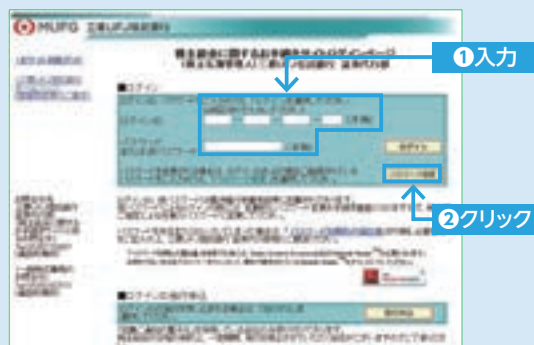
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2

ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



これでログインが完了です。以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

- ※ 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- ※ 次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話のメールアドレスを指定することはできません。）

システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法が不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)



0120-173-027

受付時間
午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

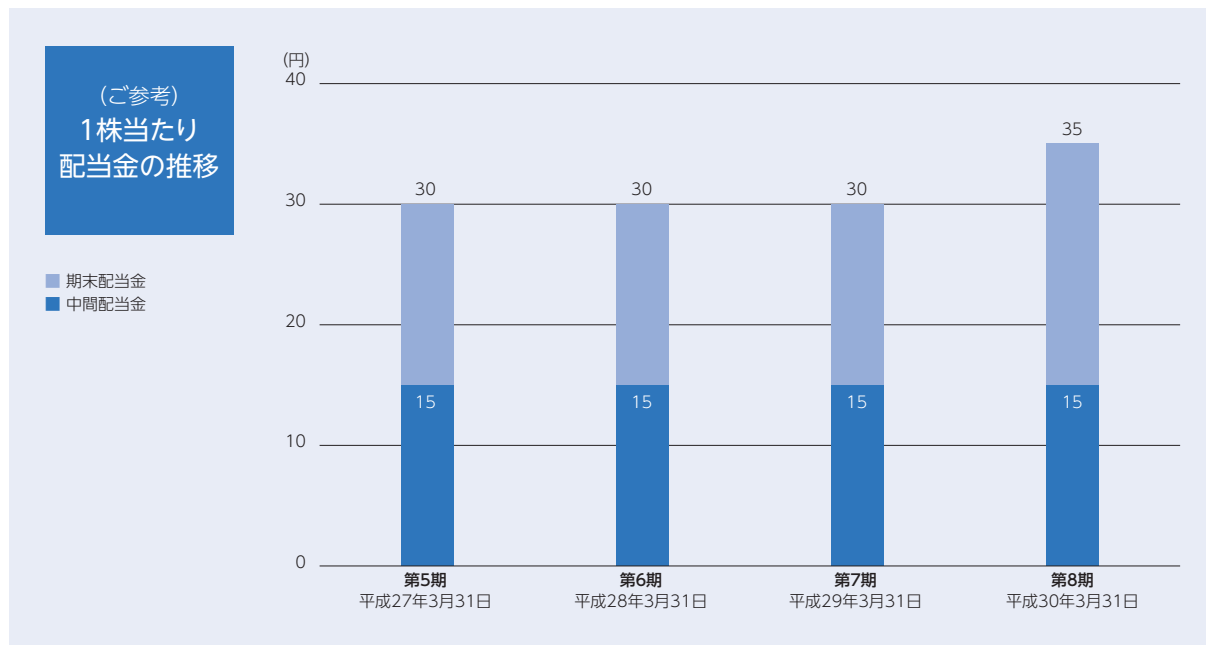
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績や配当性向などにも配慮しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。これにより中間配当金1株当たり15円を含めた年間配当金は1株当たり35円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株当たり 20円 総額 1,590,825,640円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月27日



第2号議案 当社と株式会社TTKとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社TTK（以下「TTK」といいます。）は、平成30年10月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことに関する株式交換契約書（以下、「本株式交換契約」といいます。）を平成30年4月27日に締結いたしました。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は、次の通りであります。

1. 本株式交換を行う理由

当社を持株会社とする企業集団であるミライトグループ（以下「当社グループ」）は、通信事業者の動きや事業環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として更なる成長・発展を期するために、平成29年度をスタートとする4ヶ年の第3次中期経営計画（平成32年度目標：売上高3,400億円、営業利益170億円、ROE 8%以上）を策定するとともに、クラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバル等多くの成長分野（フロンティアドメイン）を積極的に拡大する努力を続けてまいりました。

また、営業効率向上による受注拡大、生産性の高い施工体制の構築、徹底した現場力強化により、市場での優位性の確保と経営基盤の拡充に継続して取り組み利益重視の事業運営を推進してまいりました。

一方、TTK及びそのグループ会社を含む企業集団であるTTKグループ（以下「TTKグループ」）は、設立以降、「信頼される情報通信エンジニアリング会社」として、確かな技術力と創造力を生かし、21世紀の豊かな情報化社会の実現に貢献し、企業価値・株主価値の向上を図るという経営の基本理念のもと、多数の協力会社とともに、60年以上に亘って東北地方において主に情報通信設備の設計・施工・保守・コンサルティング等の実績を積み重ね、東北全6県で確固たる事業基盤を構築してまいりました。

また、平成29年5月に発表した第5次中期経営計画（平成29年度～平成31年度）に基づき、従来事業の更なる生産性向上と業務の効率化により、売上と利益の最大化を図るとともに、光コラボ関連・環境土木工事・電気工事の3つの事業を「新たなコア事業」として、事業領域の拡大に取り組んでおります。

そのような中、両社は、「総合エンジニアリング&サービス会社」として積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めており、情報通信工事業界の大手3社の一角として全国規模の事業基盤を有し、太陽光発電設備の建設工事と運用・保守等のストックビジネス、ソフトウェア開発、アジアを中心とした海外事業、ドローンビジネス等情報通信工事以外を積極的に展開する当社グループと東北地方においてブランド力、競争力を有するTTK

グループが、同一の企業グループとして経営統合を図り、情報通信工事分野での融合・発展を図ることにより、事業エリア、事業分野、人材等で両社それぞれの強みを活かしながら、より広域に多様な事業の展開と必要な経営資源の連携を図りシナジーを最大限発揮することができると考えております。また、本経営統合により、当社グループの有する情報通信工事以外のノウハウをTTKグループが東北地方における社会インフラ投資やシステム投資において最大限活用できるものと考え、両社の永続的な成長・発展と中長期的な企業価値の創出に資するものと判断するに至りました。

なお、本株式交換は会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当しますが、本株式交換の重要性に鑑み、本総会において議案として上程させていただくものであります。

株主の皆様には何卒趣旨をご理解のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 本株式交換契約の内容

当社がTTKとの間で平成30年4月27日付で締結した株式交換契約の内容は次の通りです。

株式交換契約書（写）

株式会社ミライト・ホールディングス（以下、「甲」という。）及び株式会社TTK（以下、「乙」という。）は、2018年4月27日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ミライト・ホールディングス

住所：東京都江東区豊洲五丁目6番36号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社TTK

住所：仙台市若林区新寺一丁目2番23号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の各株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.47を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.47株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（前提条件）

本株式交換の効力発生は、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）の直前時点において、以下の各号の事由が全て充足されていることを条件とする。但し、本効力発生日において以下の各号の事由の全部又は一部が充足されていない場合であっても、甲又乙は、その任意の裁量により、かかる事由（第(1)号に定める事由を除く。）を放棄することにより、本株式交換の効力を発生させることができるものとする。

- (1) 甲又は乙が、本株式交換を行うために、法令上必要とされる手続（第7条に定める株主総会における決議、本株式交換の実施に係る許認可の取得を含むが、これらに限られない。）が完了し又は履踐されていること。
- (2) 本株式交換の実行を禁止し又は差し止める、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁、地方自治体、金融商品取引所その他の司法機関、行政機関及び自主規制機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導、ガイドラインその他の判断が効力を有していないこと。
- (3) 本契約締結後、甲及び乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の目的を達成することが困難となる事由が発生していないこと。

第6条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2018年10月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、2018年6月26日に開催予定の定時株主総会（以下、「甲定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、2018年6月28日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、甲定時株主総会及び乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしななければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、(i)甲は、2018年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額18億円を限度として、また、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額18億円を限度として、(ii)乙は、2018年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額5億円を限度として、また、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額2億円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

第10条（自己株式の消却）

乙は、本契約締結日以降、本効力発生日までの間、その保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の消却を行わないものとする。

第11条（解除）

- 1.甲は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日より前に限り、乙に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1)第5条に定める前提条件が全て又は一部が充足されていない場合（但し、当該充足されていない前提条件が放棄されている場合を除く。）。
 - (2)乙において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合。
- 2.乙は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日より前に限り、甲に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1)第5条に定める前提条件が全て又は一部が充足されていない場合（但し、当該充足されていない前提条件が放棄されている場合を除く。）。
 - (2)甲において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合。

第12条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合（公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。以下同じ。）その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、(i)甲定時株主総会において第7条第1項に定める承認が受けられない場合、(ii)乙定時株主総会において第7条第2項に定める承認が受けられない場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（独占禁止法に基づき甲が本株式交換に関して行う届出が本効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る措置期間が本効力発生日までに終了しない場合を含むが、これらに限られない。）、(iv)

第11条の規定により本契約が解除された場合、並びに（v）前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第14条（準拠法及び管轄）

- 1.本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2.甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2018年4月27日

甲 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ホールディングス
代表取締役社長 鈴木 正俊 ㊟

乙 仙台市若林区新寺一丁目2番23号
株式会社TTK
代表取締役社長 土肥 幹夫 ㊟

3. 会社法施行規則第193条第1項各号（第5号及び第6号を除く）に掲げる事項の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	T T K (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.47

(注) 1. 株式の割当比率

T T Kの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.47株を割当交付いたします。

2. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がT T Kの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のT T Kの株主の皆様に対し、当社の普通株式9,789,978株（予定）を割当交付する予定です。また、当社が交付する株式は、新規の株式発行を行うことを予定しておりますが、保有する自己株式2,000千株（予定）を本株式交換による株式の割当てに一部充当する予定です。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるT T Kの株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の当社の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなるT T Kの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、当社が当該端数部分に応じた金額をお支払いします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びT T Kは、本株式交換に用いられる上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」）の算定に当たって、

公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）を、T T Kは野村證券株式会社（以下「野村証券」）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社及びT T Kは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びT T Kは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成30年4月27日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(イ) 算定に関する事項

当社は、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びT T Kから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定いたしました。なお、みずほ証券は、当社及びT T Kの関連当事者には該当せず、当社及びT T Kとの間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、当社及びT T Kの財務情報及び本株式交換の諸条件を分析したうえで、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を採用して算定を行いました。

なお、各評価方法によるT T Kの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.36～0.37
類似企業比較法	0.21～0.49
DCF法	0.38～0.54

なお、市場株価基準法では、平成30年4月26日（以下「算定基準日」）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券がDCF法の前提とした両社の将来の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確且つ完全であることに依拠し、それを前提としております。なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各社の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としております。さらに、みずほ証券は、各社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っておりません。

株式交換比率の算定に際して各社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが各社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いております。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っておりません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成もしくは調整されたことを前提としております。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析もしくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しております。なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としております。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし当社に提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、T T Kは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びT T Kから独立した第三者算定機関である野村證券を選定いたしました。なお、野村證券は、当社及びT T Kの関連当事者には該当せず、当社及びT T Kとの間で重要な利害関係を有しません。

野村證券は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成30年4月26日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成29年10月27日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成30年1月29日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成30年3月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成30年4月20日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び算定基準日終値を基に分析しております。）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

T T Kについては、T T Kが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成30年4月26日を基準日として、東京証券取引所市場第二部におけるT T K株式の平成29年10月27日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成30年1月29日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成30年3月27日から算定基準日までの直近1ヶ

月間の終値平均値、平成30年4月20日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、またTTKには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.36～0.37
類似企業比較法	0.28～0.37
DCF法	0.40～0.54

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成30年4月26日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びTTKの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社及びTTKの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

③ 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成30年10月1日（予定）をもって、当社はTTKの完全親会社となることから、完全子会社となるTTKの普通株式は、東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準により、所定の手続きを経て平成30年9月26日に上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定です。

上場廃止後は、TTKの普通株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日においてTTKの株主の皆様は割り当てられる当社の普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、一部の株主の

皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。かかる取扱いの概要については、上記(1)①(注)3.「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)①(注)4.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

④ 公正性を担保するための措置

当社及びTTKは本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、当社株主のために、当社及びTTKから独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記(1)②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、みずほ証券から、本株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、TTKは、TTK株主のために、当社及びTTKから独立した第三者算定機関である野村証券から本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記(1)②(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、TTKは、野村証券から、本株式交換比率がTTKの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びTTKとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、TTKは、本株式交換の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所

を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所は、当社及びTTKとの間で重要な利害関係を有しません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

当社とTTKの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別の措置を講じておりません。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当社の資本金、及び準備金の額は以下の通りです。

- ① 資本金の額 0円
- ② 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って当社が別途定める額
- ③ 利益準備金の額 0円

上記の資本金及び準備金の額は、機動的な資本政策を図る点から相当であると考えております。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

本株式交換により完全子会社となるTTKは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はございません。

4. TTKの最終事業年度に係る計算書類等の内容

TTKの最終事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る計算書類等の内容は、当社は、法令及び当社定款第16条の規定により、当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) に掲載しております。

5. 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

(1) 当社

当社は平成30年4月27日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を決議いたしました。なお、本自己株式処分は、当社の完全子会社である株式会社ミライトが、同社の子会社である株式会社日設との間で、当社普通株式を対価とした株式交換を実施し、株式会社ミライトを株式交換完全親会社、株式会社日設を株式交換完全子会社とするためのものであります。

(2) TTK

該当事項はございません。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	すずき まさとし 鈴木 正俊	再任	代表取締役 15回／15回 (100%)
2	たかはたけ こういち 高畠 宏一	再任	代表取締役 15回／15回 (100%)
3	なかやま としき 中山 俊樹	新任	—
4	きりやま まなぶ 桐山 学	再任	取締役 15回／15回 (100%)
5	はら りゅういち 原 隆一	再任	取締役 15回／15回 (100%)
6	やまもと やすひろ 山本 康裕	再任	取締役 15回／15回 (100%)
7	ほそかわ まさよし 細川 雅由	再任	取締役 12回／12回 (100%)
8	どい みきお 土肥 幹夫	新任	—
9	えびぬま えいじ 海老沼 英次	再任	社外 独立 取締役 15回／15回 (100%)
10	ばば ちはる 馬場 千晴	新任	社外 独立 —



再任

生年月日

昭和26年10月30日生

所有する当社株式の数

33,778株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

候補者
番号

1

すずき まさとし
鈴木 正俊

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 14年 7月 東日本電信電話株式会社宮城支店長
平成 16年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
(現 株式会社NTTドコモ) 取締役広報部長
平成 19年 6月 同社取締役常務執行役員人事育成部長
平成 20年 6月 同社代表取締役副社長国際事業本部長
平成 20年 7月 同社代表取締役副社長国際、コーポレート担当
平成 24年 6月 当社代表取締役副社長
大明株式会社 (現 株式会社ミライト)
代表取締役副社長
平成 24年 10月 当社代表取締役社長 (現在)
株式会社ミライト代表取締役社長 (現在)

重要な兼職の状況

株式会社ミライト代表取締役社長

取締役候補者とした理由

鈴木正俊氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社および株式会社ミライトの社長としてグループ全体の経営を統括する立場で、グループ全体の企業価値向上に向けて指揮し、強いリーダーシップを発揮して経営改革を推進しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



再任

生年月日

昭和30年5月9日生

所有する当社株式の数

17,835株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

候補者
番号

2

たかはたけ こういち
高畠 宏一

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成14年5月 西日本電信電話株式会社熊本支店長
平成19年6月 同社取締役サービスマネジメント部長
平成20年6月 同社取締役ネットワーク部長
平成23年6月 同社常務取締役ネットワーク部長
平成24年6月 同社代表取締役副社長設備本部長
平成26年6月 当社代表取締役副社長（現在）
株式会社ミライト取締役
株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役
平成27年6月 株式会社ミライト・テクノロジーズ代表取締役社長（現在）

重要な兼職の状況

株式会社ミライト・テクノロジーズ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

高畠宏一氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社の副社長および株式会社ミライト・テクノロジーズの社長としてグループ全体の経営を統括する立場で、グループ全体の企業価値向上に向けて指揮し、強いリーダーシップを発揮して経営改革を推進しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

その他取締役候補者に関する特記事項

- 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



新任

生年月日

昭和33年1月29日生

所有する当社株式の数

6,000株

取締役会への出席状況

—

候補者
番号

3

な か や ま と し き
中山 俊樹

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成23年6月 日本電信電話株式会社新ビジネス推進室長
平成24年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ）
執行役員フロンティアサービス部長
平成25年7月 同社執行役員ライフサポートビジネス推進部長
平成26年6月 同社取締役常務執行役員スマートライフビジネス本部長
兼 ライフサポートビジネス推進部長
平成27年6月 同社取締役常務執行役員スマートライフビジネス本部長
平成28年6月 同社代表取締役副社長（現在）

取締役候補者とした理由

中山俊樹氏は、株式会社NTTドコモの代表取締役副社長としての豊富な経営経験や日本電信電話株式会社における新ビジネス推進をはじめ通信業界における各分野にわたる幅広い見識と経験を有することから、今後、グループ全体および事業会社の経営を統括・推進するにふさわしい人材であると判断し、取締役候補者としております。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は、平成30年6月19日に開催予定の株式会社NTTドコモの定時株主総会において、同社の取締役を退任する予定でありませ



再任

生年月日

昭和31年11月26日生

所有する当社株式の数

19,471株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

候補者
番号

4

きりやま まなぶ
桐山 学

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成19年6月 東日本電信電話株式会社財務部長
- 平成21年7月 大明株式会社（現 株式会社ミライト）
経営管理本部経営企画部長
兼 リスク管理本部コンプライアンス推進室長
- 平成22年6月 同社執行役員経営管理本部経営企画部長
兼 リスク管理本部コンプライアンス推進室長
- 平成22年10月 当社執行役員財務部長
- 平成23年10月 当社執行役員財務部長
兼 エムズ・ブレインセンタ財務サポート部長
- 平成24年6月 当社取締役常務執行役員財務部長
兼 エムズ・ブレインセンタ財務サポート部長
- 平成24年10月 当社取締役常務執行役員財務部長
兼 エムズ・ブレインセンタ所長
兼 同財務サポート部長（現在）

取締役候補者とした理由

桐山学氏は、財務分野の責任者としてグループ全体の財務戦略を統括する立場で、グループの財務体質の改善・強化、キャッシュマネジメントなどを担い、経営基盤の強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



再任

生年月日

昭和31年10月1日生

所有する当社株式の数

5,504株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

候補者
番号

5

はら りゅう いち
原 隆一

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成22年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
取締役ビジネスネットワークサービス事業部長
- 平成23年8月 同社取締役ネットワークサービス事業部長
- 平成26年6月 株式会社ミライト常務執行役員ソリューション事業本部
副本部長
- 平成26年7月 同社常務執行役員ソリューション事業本部副本部長
兼 同社会インフラ営業本部長
兼 同Wi-Fi &ソリューション事業推進室長
- 平成27年6月 同社取締役常務執行役員
モバイルコミュニケーション事業本部長
兼 ソリューション事業本部Wi-Fi &ソリューション事業推進室長
- 平成28年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略部長（現在）

取締役候補者とした理由

原隆一氏は、経営戦略分野の責任者としてグループ全体の経営戦略・海外戦略等を統括する立場で、グループの中期経営計画の策定と実現への推進を担い、経営基盤の強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



再任

生年月日

昭和34年1月9日生

所有する当社株式の数

4,796株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

6

やまもと やすひろ
山本 康裕

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成14年7月 日本電信電話株式会社第五部門担当部長
- 平成20年8月 東日本電信電話株式会社北海道支店長
- 平成23年6月 同社ビジネス&オフィス事業推進本部ビジネス営業部長
- 平成24年6月 同社取締役ビジネス&オフィス事業推進本部副本部長
兼 同ビジネス営業部長
- 平成25年7月 同社取締役ビジネス&オフィス営業推進本部副本部長
兼 同ビジネス営業部長
- 平成28年6月 当社取締役常務執行役員総務人事部長
兼 エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長 (現在)

取締役候補者とした理由

山本康裕氏は、総務・人事分野の責任者としてグループ全体の総務・人事戦略を統括する立場で、総務・人事戦略の企画と実現の推進を担い、経営基盤の強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

昭和33年6月16日生

所有する当社株式の数

842株

取締役会への出席状況

12回/12回 (100%)

候補者
番号

7

ほそかわ まさよし
細川 雅由

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成23年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
取締役法人事業本部第二法人営業本部長
- 平成23年8月 同社取締役第三営業本部長
- 平成27年6月 株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役常務執行役員
ソリューション事業本部副本部長
- 平成28年7月 同社取締役常務執行役員東京支店長
兼 ソリューション事業本部副本部長
- 平成29年6月 当社取締役常務執行役員新ビジネス推進室長 (現在)
株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役常務執行役員
ソリューション事業本部長 兼 同東日本事業部長 (現在)

取締役候補者とした理由

細川雅由氏は、グループ全体の新ビジネス推進分野の責任者および株式会社ミライト・テクノロジーズにおけるソリューション分野の責任者としてビジネス開発やソリューション戦略を統括する立場で、ビジネス開発戦略の企画と実現の推進を担い、経営基盤の強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



新任

生年月日

昭和27年12月24日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

8

ど い み き お
土肥 幹夫

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成14年4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ネットワーク事業部統合ネットワーク部長
- 平成18年6月 同社取締役カスタマサービス部長
- 平成21年6月 株式会社TTK専務取締役モバイル事業本部長
- 平成22年6月 同社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

土肥幹夫氏は、株式会社TTKの代表取締役社長として、8年にわたり経営を指揮し、人格・見識および経営能力が優れていることから、今回のミライトグループとしての経営統合にあたり円滑な推進を図るため、取締役候補者としております。



再任

社外

独立

生年月日

昭和32年7月3日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

15回／15回（100%）

候補者
番号

9

え び ぬ ま え い じ
海老沼 英次

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成14年4月 株式会社みずほ銀行人事部企画チーム次長

平成15年4月 株式会社オリンピック社長室長 兼 総合企画室長

平成20年12月 弁護士登録

平成22年4月 上智大学法科大学院非常勤講師（現在）

平成25年1月 田辺総合法律事務所パートナー（現在）

平成26年4月 虎の門病院治験審査委員会委員（現在）
株式会社デイ・シイ独立委員会委員

平成26年6月 当社取締役（現在）

平成28年6月 楽天銀行株式会社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

海老沼英次氏は、株式会社みずほ銀行等の要職を歴任するとともに、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験をもって、法的観点を踏まえた客観的かつ専門的な視点から社外取締役としての役割を果たしております。その知見、見識は経営の監視を遂行する上で適任であることから、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、引き続き社外取締役候補者としております。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ・ 同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- ・ 当社は、現行定款第28条において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



新任 社外 独立

生年月日

昭和25年11月15日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

候補者
番号

10

ば ば ち は る
馬場 千晴

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成17年4月 みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長
- 平成19年6月 株式会社ジャパンエナジー（現 JXTGエネルギー株式会社）
監査役（常勤）
- 平成24年6月 JX日鉱日石金属株式会社（現 JX金属株式会社）
監査役（常勤）
- 平成27年6月 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役
東北電力株式会社社外監査役（現在）
- 平成29年6月 株式会社りそなホールディングス社外取締役
〔監査委員会委員〕（現在）

社外取締役候補者とした理由

馬場千晴氏は、みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長やエネルギー関連等複数の企業における社外役員も務め、財務会計およびリスク管理や経営全般にわたる幅広い見識と、豊富な経験を有しており、今後、その知見、見識は経営の監視を遂行する上で適任であることから、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、社外取締役候補者としております。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- ・ 当社は、現行定款第28条において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役松尾正男氏、大工舎宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



新任 社外 独立

生年月日

昭和32年9月24日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

候補者
番号

1

せき ひろし
関 裕

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 平成19年6月 東日本電信電話株式会社栃木支店長
 平成22年7月 NTT番号情報株式会社（現 NTTタウンページ株式会社）
 取締役営業部長
 平成23年7月 同社取締役情報開発部長
 平成26年6月 同社取締役情報開発部長 兼 サービス開発部長
 平成27年6月 同社常務取締役情報開発部長 兼 サービス開発部長
 平成29年6月 同社常務取締役営業本部長（現在）

社外監査役候補者とした理由

関裕氏は、東日本電信電話株式会社および同社グループ会社の事業運営において、法人営業をはじめ通信業界における各分野の豊富な経験を有しており、中立的・客観的な視点から、今後、取締役の職務執行の監督を遂行する上で適任であり、社外監査役候補者としております。

その他社外監査役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません
- ・ 同氏は平成30年6月21日に開催予定のNTTタウンページ株式会社の定時株主総会において、同社の取締役を退任する予定であります。
- ・ 同氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- ・ 当社は、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



候補者
番号

2

かつまる ち あき
勝丸 千晶 (石川 千晶)
いしかわ ち あき

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 昭和61年 3月 公認会計士登録
- 昭和61年 6月 太田昭和監査法人四国事務所
(現 新日本有限責任監査法人高松事務所) 入所
- 平成14年11月 株式会社穴吹興産社外監査役 (現在)
- 平成18年 2月 税理士法人石川オフィス会計 入所 (現在)
- 平成28年 6月 日本公認会計士協会四国会会長 (現在)

新任

社外

独立

生年月日

昭和35年8月4日生

所有する当社株式の数

300株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

社外監査役候補者とした理由

勝丸千晶氏は、長年にわたり公認会計士として大手監査法人および会計事務所での企業財務・会計に関する豊富なキャリアと高い専門的知見を有しており、中立的・客観的な視点から、今後、取締役の職務執行の監督を遂行する上で適任であることから、社外監査役候補者としております。

その他社外監査役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- ・ 当社は、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



社外 独立

生年月日

昭和24年8月6日生

所有する当社株式の数

1,800株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

たかみや よういち
高宮 洋一

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 平成13年6月 安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）
取締役執行役員社長室長
- 平成14年4月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 平成14年6月 同社取締役常務執行役員
- 平成17年4月 同社専務執行役員
- 平成19年4月 同社顧問
- 平成19年6月 みずほ信託銀行株式会社監査役
- 平成22年4月 城西国際大学経営情報学部客員教授
- 平成23年6月 大明株式会社（現 株式会社ミライト）監査役
- 平成30年4月 城西国際大学環境社会学部客員教授（現在）

補欠の社外監査役候補者とした理由

高宮洋一氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役として経営に携わるとともに、民間企業における社外監査役等も務め、経営全般にわたる幅広い見識と、豊富な経験を有しており、中立的・客観的な視点から、取締役の監督を遂行する上で適任であることから、引き続き補欠監査役候補者としております。

その他補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏が社外監査役として就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- ・ 当社は、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏が就任した場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

【ご参考】 独立性判断基準

当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）が十分な独立性を有していることが必要だと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものと判断いたします。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者^(注1)
2. 当社の主要株主^(注2)
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先^(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先^(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額^(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者^(注6)
7. 社外役員の相互就任関係^(注7)となる会社の業務執行者
8. 近親者^(注8)が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き重要な者^(注9)に限る）に該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（以下「業務執行者」という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：主要株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの売上先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は仕入先の連結売上高の3%を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間売上高又は総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

以上

(添付書類)

事業報告 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2017年度におけるわが国経済については、米国政権の政策動向や世界的な政治情勢の不安定さなど懸念される要素はあったものの、企業収益や設備投資の増加、雇用環境の改善により緩やかな回復基調が継続しました。

情報通信分野においては、固定通信分野では光コラボレーションモデルが普及し、移動体通信分野では第4世代移動通信システム(4G)の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的なIoT時代の到来に向けて、クラウド、センサー、オフィスソリューション等におけるビッグデータや人工知能(AI)を活用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築など、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような社会構造、通信環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、2017年度をスタートとする4ヶ年の第3次中期経営計画(2020年度目標:売上高3,400億円、営業利益170億円、ROE8%以上)を策定し、事業領域の拡大、ビジネスモデルの変革、利益重視の事業運営を推進してまいりました。

NTT事業

光コラボレーションモデルの普及に伴う光開通工事の拡大に取り組むとともに、子会社の直営工事能力向上などの生産性向上施策を推進し利益率の改善を図りました。

マルチキャリア事業

4Gの高度化及び新周波数帯工事の本格化に伴うモバイル工事の拡大に取り組むとともに、工事平準化や子会社との一体運営の推進等による施工効率の改善を図りました。また、グローバル関連では、オーストラリア、ミャンマーなど現地法人の経営安定化に継続して取り組みました。

環境・社会イノベーション事業

太陽光発電設備工事や土木・管路工事等の受注・売上拡大に取り組むとともに、受注時審査、工程管理の厳格化により利益率の改善を図りました。

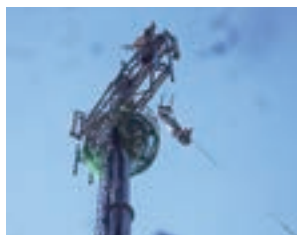
ICTソリューション事業

2016年6月に連結子会社化したシンガポール子会社（Lantrovision (S) Ltd）との国内外における営業連携の強化や700MHzTV受信障害対策工事の拡大に取り組むとともに、受注時審査、工程管理の厳格化により利益率の改善を図りました。

さらに2017年10月よりドローンビジネスを本格展開するなど、中長期的な視点に立った新規事業領域の開拓にも積極的に取り組みました。



NTT事業



マルチキャリア事業



環境・社会
イノベーション事業



ICT
ソリューション事業

一方で、グループ運営体制の強化を図るため、北海道、東北地域におけるモバイル工事強化を目的とした㈱日進通工の完全子会社化や、Lantrovision (S) LtdとMirait Singapore Pte.Ltd.の合併及び㈱ミライト情報システムとMIS九州㈱の合併による効率化を行いました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は3,263億2千6百万円（前期比0.9%増）、売上高は3,129億6千7百万円（前期比10.5%増）、営業利益は167億1千5百万円（前期比66.1%増）、経常利益は178億3千8百万円（前期比68.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は115億4百万円（前期比78.7%増）と大幅な増収増益となりました。

売上高

3,129億円

前期比
10.5%増

営業利益

167億円

前期比
66.1%増

経常利益

178億円

前期比
68.4%増

親会社株主に 帰属する当期純利益

115億円

前期比
78.7%増

ミライトの業績

ミライトは、「総合エンジニアリング&サービス会社」として、受注・売上の拡大と利益回復に向けて、成長分野（フロンティアドメイン）を拡大するとともに、事業を支える人材の育成、安全・品質の強化に積極的に取り組みました。

NTT事業においては、光コラボレーションモデルの普及に伴う光開通工事のほか、積極的な提案営業の拡大、子会社の直営工事能力向上などの生産性向上施策の推進等により売上・利益の確保に努めました。

マルチキャリア事業においては、LTE-Advanced、キャリアアグリゲーションなど4Gの高度化及び新周波数帯工事の本格化に伴うモバイル工事の受注拡大に加え、前年度からの繰越工事の完工促進等により売上・利益ともに増加しました。

環境・社会イノベーション事業においては、屋根型太陽光発電設備工事の受注取消しはあったものの、前年度からの繰越工事の完工促進等により売上が増加しました。

ICTソリューション事業においては、700MHzTV受信障害対策工事及びPBX・LAN工事の拡大等により売上・利益ともに増加しました。

以上の結果、受注高は1,933億1千8百万円（前期比4.7%減）、売上高は1,979億9千7百万円（前期比13.1%増）、営業利益は136億2千3百万円（前期比86.0%増）となりました。



ミライト・テクノロジーズの業績

ミライト・テクノロジーズは、既存分野（ベースドメイン）の安定と底上げを図りながら、成長分野（フロンティアドメイン）を拡大するとともに、事業を支える人材の育成、技術力の強化、安全・品質の強化にも重点的に取り組みました。

NTT事業においては、積極的な提案営業と電柱更改工事等手持ち工事の推進に加え、業務効率化の推進により売上・利益の確保に努めました。

マルチキャリア事業においては、基地局整備等モバイル工事の受注拡大はあるものの、売上・利益ともに若干の減少となりました。また、グローバル関連では、オーストラリア、ミャンマーなど現地法人の経営安定化に継続して取り組みました。

環境・社会イノベーション事業においては、大型太陽光発電設備工事の受注を獲得する一方、既存太陽光発電設備工事の利益率改善を図りました。

ICTソリューション事業においては、ソフト事業の拡大等により売上・利益の確保に努めました。また、2017年10月よりドローンビジネスを本格展開するなど、新規事業領域の開拓にも取り組みました。

以上の結果、受注高は1,260億8百万円（前期比10.5%増）、売上高は1,073億8百万円（前期比1.5%増）、営業利益は22億2千4百万円（前期比40.4%増）となりました。



ラントロビジョンの業績

Lantrovisionグループは、LAN配線等の設計・施工・保守を手掛けるアジア最大手の企業として、シンガポールをはじめ13ヶ国・地域28都市において事業を展開しております。当期につきましては、日本企業のアジア進出及び多国籍企業の日本拠点に対する営業連携を行うなどグループ内でのシナジー創出に積極的に取り組んだほか、シンガポールで火災検知システムの構築等を行う Innovative Energy Systems & Technology Pte.Ltd.の新設など事業の拡大を図りました。一方で、2017年6月にMirait Singapore Pte.Ltd.を吸収合併し、コスト削減にも努めてまいりました。



以上の結果、受注高は159億3千5百万円（前期比3.5%増）、売上高は159億1千1百万円（前期比32.0%増）と増加したものの、営業利益につきましては不採算プロジェクトの影響もあり5億6千9百万円（前期比26.9%減）となりました。

当社（持株会社）の業績

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能等を担っていることなどから、事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は41億9千8百万円（前期比0.3%減）、営業利益は25億7千1百万円（前期比1.4%減）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は126億2千6百万円であります。その主なものは、データセンターの建設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、主要な設備投資に充当するための増資あるいは社債等の重要な資金調達は行っておりません。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は転換期を迎えております。情報通信分野においては、固定通信分野では光コラボレーションモデルが普及し、移動体通信分野では第4世代移動通信システム（4G）の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。

加えて、本格的なIoT時代の到来に向けて、クラウド、センサー、オフィスソリューション等におけるビッグデータや人工知能（AI）を活用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築など、当社グループを取り巻く事業環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループはクラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバルなど多くの成長分野（フロンティアドメイン）を積極的に拡大する必要があります。また一方で、工事能力の向上、顧客基盤の強化、利益構造の改善などによりグループ運営体制を強化し、利益重視の事業運営を推進していく必要があります。

さらに、社会的に少子高齢化、働き手不足が進むなか、当社グループは協力会社も含め皆が安心して働けるよう労働環境の整備、安全対策の徹底等を進めることにより、事業の担い手確保に努めるとともに、ICTの活用など働き方を能動的に変化させていく必要があります。

このような状況のもと、当社グループは次のような課題に取り組んでまいります。

①利益重視の事業運営

- ・顧客の設備投資動向の変化に合わせた柔軟なリソースシフト
- ・業務プロセスの改善と工事平準化による生産性向上
- ・プロジェクト管理強化による不採算案件の解消

②経営基盤の強化

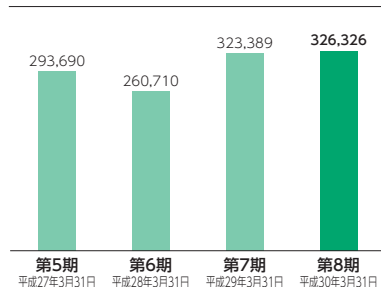
- ・働き方改革の取り組み推進
- ・成長分野の業務遂行に必要な人材の育成（資格取得等）
- ・ESGの取り組みやコーポレートガバナンス向上などによる企業ブランド力の強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

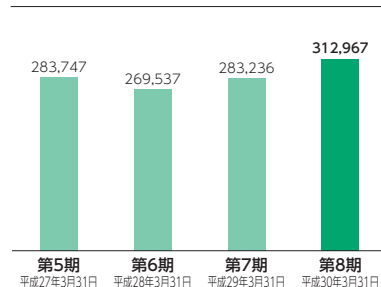
(5) 財産及び損益の状況

区 分		第5期 平成27年3月期	第6期 平成28年3月期	第7期 平成29年3月期	第8期 平成30年3月期 (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	293,690	260,710	323,389	326,326
売上高	(百万円)	283,747	269,537	283,236	312,967
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	11,108	3,631	6,437	11,504
1株当たり当期純利益	(円)	136.58	44.65	79.81	145.41
総資産額	(百万円)	192,700	194,978	218,053	236,480
純資産額	(百万円)	126,184	126,599	128,837	140,744
1株当たり純資産	(円)	1,510.59	1,511.74	1,570.53	1,733.14

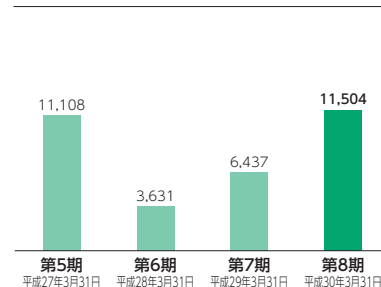
受注高 (百万円)



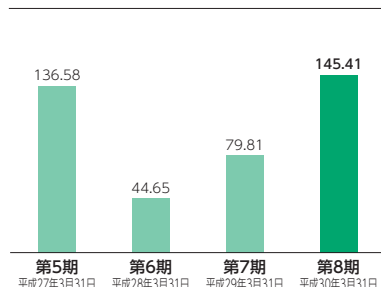
売上高 (百万円)



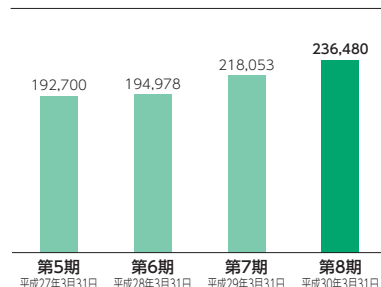
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



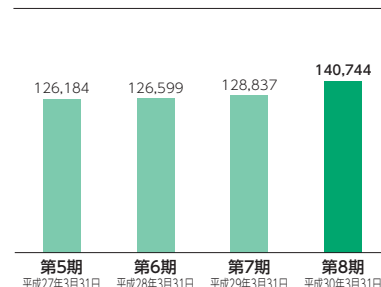
1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



純資産額 (百万円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第7期より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
■ 株式会社ミライト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ Lantrovision (S) Ltd	4,895	100.0	LAN配線等の設計・施工・保守・コンサルティング及び機器販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む54社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
■ 株式会社ミライト	東京都江東区豊洲5-6-36	46,106	106,886

(7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
NTT事業	<ul style="list-style-type: none"> ● NTTのパートナー会社として、光ファイバー網構築、IPネットワーク等の通信インフラ設備の調査・設計、建設、保守・運用
マルチキャリア事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動体通信の基地局、各種モバイル設備の折衝・調査・設計、建設・試験、保守・運用 ● NCC向け固定通信設備、CATV設備、海外での通信キャリア向け工事等
環境・社会 イノベーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境・新エネルギー関連設備の設計、建設、保守・運用 ● 電気設備・空調設備等の設計、建設、保守・運用 ● 電線地中化等の土木工事
ICTソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信システムの設計、工事、保守・運用 ● ソフトウェアの開発、保守・運用 ● 通信機器、ネットワーク関連商品の販売等

(8) 主要な営業所及び拠点

■ 株式会社ミライト・ホールディングス (当社)	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
■ 株式会社ミライト (子会社)	本社	東京都江東区
	支店	北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、福島支店 (郡山市)、栃木支店 (栃木市)、茨城支店 (水戸市)、千葉支店 (千葉市)、神奈川支店 (横浜市)、信越支店 (長野市)、東海支店 (名古屋市)、北陸支店 (金沢市)、西日本支店 (大阪市)、京都支店 (京都市)、兵庫支店 (神戸市)、中国支店 (広島市)、四国支店 (高松市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ (子会社)	本社	大阪府大阪市
	支店	群馬支店 (高崎市)、埼玉支店 (さいたま市)、東京支店 (東京都江東区)、名古屋支店 (名古屋市)、京都支店 (京都市)、関西支店 (大阪市)、大阪支店 (大阪市)、兵庫支店 (神戸市)、奈良支店 (橿原市)、和歌山支店 (岩出市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)、シンガポール支店 (シンガポール共和国)
■ Lantrovision (S) Ltd (子会社)	本社	シンガポール共和国

- (注) 1. Lantrovision (S) Ltdは平成29年6月30日付でMirait Singapore Pte.Ltd.を吸収合併しております。
2. 株式会社ミライト・テクノロジーズは平成29年10月1日付でシンガポール支店を新設しております。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数 (名)
■ ミライト	4,880
■ ミライト・テクノロジーズ	3,043
■ ラントロビジョン	985
■ 当社	102
合計	9,010

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
102名	1名減	42.6歳	16.7年

(注) 従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 85,381,866株
 (3) 株主数 16,640名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
住友電気工業株式会社	16,236	20.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,768	6.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,743	4.71
住友電設株式会社	2,488	3.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,353	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,421	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,317	1.66
株式会社みずほ銀行	1,229	1.55
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,218	1.53
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,183	1.49

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（5,840,584株）を控除して計算しております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が、平成28年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行した2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（額面総額165億円）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

新株予約権の数	3,300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,061,403株
転換価額	1株当たり 1,368円
新株予約権の行使期間	2017年1月12日から 2021年12月16日の銀行営業終了時 (いずれもルクセンブルク時間) まで
新株予約権付社債の残高	16,500百万円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 正俊		株式会社ミライト 代表取締役社長
代表取締役副社長	高島 宏一		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
取締役	桐山 学	財務部長 兼エムズ・ブレインセンタ所長 兼同財務サポート部長	
取締役	原 隆一	経営戦略部長	
取締役	山本 康裕	総務人事部長 兼エムズ・ブレインセンタ 総務人事サポート部長	
取締役	細川 雅由	新ビジネス推進室長	株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
取締役	木村 正治	社外 独立	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事
取締役	海老沼 英次	社外 独立	田辺総合法律事務所 パートナー 上智大学法科大学院 非常勤講師 虎の門病院 治験審査委員会委員 楽天銀行株式会社 社外取締役
常勤監査役	松尾 正男	社外 独立	
常勤監査役	十河 政史		
監査役	北島 圭二		株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役
監査役	大工舎 宏	社外 独立	株式会社アットストリーム 代表取締役 株式会社ヴァイナス 社外監査役 大研医器株式会社 社外取締役

- (注) 1. 平成29年6月28日開催の第7回定時株主総会において、細川雅由氏が新たに取締役に、北島圭二氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役木村正治、海老沼英次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役松尾正男氏及び監査役大工舎宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大工舎宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	坂下 啓輔	平成29年6月28日付 辞任	新ビジネス推進室長 株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
監査役	児玉 結介	平成29年6月28日付 辞任	株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	93百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	48百万円 (24百万円)
合計 (うち社外役員)	14名 (4名)	141百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記の取締役の支給額には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上を含んでおります。なお、本制度につきましては、平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会において1.に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

② 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 木村正治氏は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの理事を兼任しておりますが、当社と国立研究開発法人国立成育医療研究センターとの間に重要な取引等はありません。
- ・取締役 海老沼英次氏は、田辺総合法律事務所のパートナー、上智大学法科大学院の非常勤講師、虎の門病院の治験審査委員会委員及び楽天銀行株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査役 大工舎宏氏は、株式会社アットストリームの代表取締役、株式会社ヴァイナスの社外監査役及び大研医器株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	木村 正治	取締役会15回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	海老沼 英次	取締役会15回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	松尾 正男	取締役会15回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。
社外監査役	大工舎 宏	取締役会15回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	104百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めとした前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、企業集団という）全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家（顧問弁護士等）の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

- (イ) 当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。
- (ウ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。
- (エ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行なうことにより適正な内部統制システムを構築する。
- (オ) 企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン（申告・相談窓口）を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。
- (カ) 法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。
 - (a) 文書（電磁的記録を含む。以下「文書」という。）及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。
 - (b) 文書の保存（保管）期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。
- (イ) 文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ) 業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ) 取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ) 取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行なわれるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b) 子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。

⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (ア) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。
- (イ) 監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。
- (ウ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知徹底しております。

また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全ての役員、従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

②損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めるとともに、リスク管理計画に基づき、様々なリスクに対的確に対応しております。

「リスク管理委員会」においては、リスク管理状況及び企業集団内の個別課題について審議することとしており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は15回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

なお、取締役会の実効性評価も実施し、その機能の向上を図っております。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

「子会社管理規程」等により、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けております。また、内部監査部門によるモニタリングを実施しております。

なお、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うとともに企業集団として必要な取り組みを行っております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

⑤内部監査の取り組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に参加し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	157,346
現金預金	33,748
受取手形	1,384
完成工事未収入金	89,367
売掛金	3,358
未成工事支出金等	21,398
繰延税金資産	2,760
前払費用	728
未収入金	1,440
その他	3,167
貸倒引当金	△7
固定資産	79,133
有形固定資産	44,876
建物及び構築物	24,564
機械、運搬具及び工具器具備品	11,580
土地	20,277
リース資産	3,091
建設仮勘定	8,878
減価償却累計額	△23,515
無形固定資産	6,516
顧客関連資産	2,274
のれん	3,064
ソフトウェア	1,118
その他	59
投資その他の資産	27,740
投資有価証券	21,911
退職給付に係る資産	2,261
繰延税金資産	783
敷金及び保証金	1,235
その他	1,692
貸倒引当金	△143
資産合計	236,480

科目	金額
負債の部	
流動負債	63,648
支払手形	508
工事未払金	38,891
短期借入金	124
未払金	3,029
未払法人税等	4,725
未成工事受入金	5,610
工事損失引当金	489
賞与引当金	4,846
役員賞与引当金	78
完成工事補償引当金	6
その他	5,337
固定負債	32,087
転換社債型新株予約権付社債	16,560
長期未払金	377
繰延税金負債	4,367
再評価に係る繰延税金負債	41
役員退職慰労引当金	77
株式報酬引当金	110
退職給付に係る負債	8,626
資産除去債務	96
その他	1,829
負債合計	95,736
純資産の部	
株主資本	131,184
資本金	7,000
資本剰余金	27,563
利益剰余金	101,789
自己株式	△5,168
その他の包括利益累計額	6,073
その他有価証券評価差額金	4,836
土地再評価差額金	△98
為替換算調整勘定	327
退職給付に係る調整累計額	1,009
非支配株主持分	3,486
純資産合計	140,744
負債・純資産合計	236,480

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		312,967
完成工事原価		273,206
完成工事総利益		39,761
販売費及び一般管理費		23,046
営業利益		16,715
営業外収益		
受取利息	107	
受取配当金	529	
保険解約返戻金	290	
持分法による投資利益	250	
その他	215	1,394
営業外費用		
支払利息	36	
為替差損	171	
その他	63	271
経常利益		17,838
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	18	
その他	0	23
特別損失		
損害賠償金	14	
固定資産売却損	65	
固定資産除却損	41	
事業再編費用	33	
その他	135	290
税金等調整前当期純利益		17,570
法人税、住民税及び事業税	5,802	
法人税等調整額	△103	5,698
当期純利益		11,872
非支配株主に帰属する当期純利益		367
親会社株主に帰属する当期純利益		11,504

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,279
現金預金	16,465
短期貸付金	1,244
繰延税金資産	43
未収入金	3,480
その他	45
固定資産	85,607
有形固定資産	37
建物	32
備品	5
無形固定資産	5
ソフトウェア	4
その他	0
投資その他の資産	85,563
関係会社株式	79,895
長期貸付金	5,615
その他	52
資産合計	106,886

科目	金額
負債の部	
流動負債	27,271
未払金	159
未払法人税等	2,733
未払消費税等	25
預り金	24,199
その他	153
固定負債	16,571
転換社債型新株予約権付社債	16,560
株式報酬引当金	10
負債合計	43,842
純資産の部	
株主資本	63,043
資本金	7,000
資本剰余金	57,333
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	55,333
利益剰余金	3,840
その他利益剰余金	3,840
繰越利益剰余金	3,840
自己株式	△5,130
純資産合計	63,043
負債・純資産合計	106,886

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
経営管理料	1,637	
関係会社受取配当金	2,561	4,198
営業費用		
一般管理費		1,627
営業利益		2,571
営業外収益		
受取利息	47	
未払配当金除斥益	4	
その他	11	63
営業外費用		
支払利息	6	
その他	1	7
経常利益		2,627
税引前当期純利益		2,627
法人税、住民税及び事業税	43	
法人税等調整額	△4	39
当期純利益		2,587

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社T T Kを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年4月27日開催の取締役会において、株式会社ミライト・ホールディングスを株式交換完全親会社、株式会社T T Kを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松尾 正男 ㊟
常勤監査役	十河 政史 ㊟
監査役	北島 圭二 ㊟
監査役（社外監査役）	大工舎 宏 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

会場 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室
〒135-8111 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(ヒューリック豊洲プライムスクエア内)



交通のご案内

- 東京メトロ 有楽町線 豊洲駅 6 a 出口から徒歩約3分
- ゆりかもめ線 豊洲駅から徒歩約3分

(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ミライト・ホールディングス

電話：03-6807-3111 (代表) URL：https://www.mirait.co.jp/



環境保全のため、
植物油インキを使用して
印刷しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。